

**内部統制システムの基本方針に関する決議のお知らせ**

明治安田生命保険相互会社(社長 松尾 憲治)は、2006年5月1日の会社法施行に伴い、本日(2006年5月8日)開催の取締役会で、内部統制システムの基本方針を以下のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社は2006年7月に委員会設置会社への移行を予定しており、あらためて委員会設置会社における内部統制システムの基本方針を決議する予定しております。

**内部統制システムの基本方針(ポイント)** ※詳細については、**別紙**の基本方針(全文)をご参照ください。

**I. 取締役・執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(全役員・全職員に適用)**

- ・「コンプライアンス基本規程」の制定ならびに全役員・全職員への周知
- ・コンプライアンス委員会の設置・取締役会による態勢の構築、維持
- ・コンプライアンス統括部の設置・各所属への法令遵守責任者等の配置
- ・コンプライアンス・プログラムの策定、実施検証
- ・コンプライアンス違反(懸念)事象発生時の対応体制の構築

**II. 業務の適正を確保するために必要な体制****1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

- ・「情報管理基本規程」等に基づく適切な情報管理・保管体制の構築

**2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ・「リスク管理基本規程」の制定、リスク管理委員会の設置
- ・リスク管理統括部の設置、リスク管理責任者等配置
- ・リスク管理態勢・方針の整備

**3. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制**

- ・「職務権限規程」への取締役の権限等の制定、経営会議等の役割の明確化
- ・中期経営計画の策定およびそれに基づく職務の遂行

**4. 相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・「関連会社管理規程」による管理体制整備、子会社内部統制システム整備の指導
- ・不適切な取引の発生防止
- ・内部監査部門等のグループ各社に対する定期的な内部監査の実施
- ・グループ会社における健全性等に影響を及ぼす可能性がある事象についての報告体制整備

**5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ・監査役室の設置および要員配置、監査役室の独立性の確保

**6. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- ・監査役への報告体制の確保

**7. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**

- ・内部監査部門との連携体制の確保
- ・文書・規程類等重要な記録の確認体制の確保

以上

## 内部統制システムの基本方針（全文）

当社は、生命保険事業のパイオニアとして、相互扶助の精神を貫くとともにお客さまを大切にする会社に徹し、生命保険を中心にクオリティの高い総合保障サービスを提供し、確かな安心と豊かさをお届けするという経営理念の実現のために、内部統制システムの基本方針について下記のとおり定める。

### I. 取締役・執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（コンプライアンス基本規程）

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）に係る基本方針・遵守基準である「行動憲章」および会社におけるコンプライアンスの推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定するとともに、コンプライアンス・マニュアルを全役員・全職員に配布し、周知徹底する。

（コンプライアンス委員会・取締役会・役員の基本姿勢）

当社は、取締役会の諮問機関として、社外委員を含むコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進に関わる基本方針、重要な規程等に関して審議する。取締役会はその審議内容をふまえ、実効性の高いコンプライアンス態勢を構築・維持する。あわせて、代表取締役をはじめ取締役・執行役員がコンプライアンス誓約書をコンプライアンス委員会に提出し、コンプライアンスの推進を誠実かつ率先垂範して取り組むことで、全役員・全職員にコンプライアンスを徹底する。

（コンプライアンス統括部・法令遵守責任者等）

当社は、コンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、各所属におけるコンプライアンスの推進およびコンプライアンス違反（懸念）事象が発生した場合に対応するため、全所属に法令遵守責任者・法令遵守担当者を配置する。

（コンプライアンス・プログラム）

当社は、コンプライアンス態勢を推進するため、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を全社・本社各部・支社・法人部ごとに策定し、コンプライアンス統括部がその計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

（コンプライアンス違反（懸念）事象発生時の対応）

当社は、コンプライアンス違反（懸念）事象が適切にコンプライアンス統括部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者等を通じた報告体制を構築し、あわせて社内・外に内部通報窓口を設置する。報告された事象についてはコンプライアンス統括部を中心に適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取り組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

### II. 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、当社およびグループ全体のリスク管理、コンプライアンス態勢およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、「お客さまの声」統括部を設置し、グループ全体の内部統制の実効性を高める。

#### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（情報管理基本規程）

当社は、取締役の意思決定および職務執行に係る情報（取締役会、経営会議等、各種会議の議事録および資料等）について、「情報管理基本規程」等に基づいて適切に管理し、「文書保存期間規程」に従い適切に保存および保管を行なう。

#### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（リスク管理基本規程）

当社は、リスク管理を最も重要な経営管理のひとつと位置付け、取締役会がグループ全体のリスク管理態勢を構築し、その有効性・適切性を維持するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を制定する。

（リスク管理委員会）

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理委員会を設置し、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行ない、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

（リスク管理統括部・リスク管理責任者等）

当社は、全社的なリスク管理態勢の整備・推進を行なう部署としてリスク管理統括部を設置するとともに、各所属におけるリスク管理態勢を推進するため、全所属にリスク管理責任者・リスク管理担当者を配置する。

（リスク管理態勢・方針）

当社は、リスク管理の実施に当たり、保険会社向けの総合的な監督指針、金融コングロマリット監督指針、保険検査マニュアル等をふまえ、当社固有のリスクを十分認識したうえで、リスク類別および組織別にリスク管理態勢を整備する。また、社会情勢やお客さま等利害関係者の期待が変化・進展することを十分認識し、リスク管理態勢・方針を必要に応じ見直す。加えて、危機が発生した場合の迅速な対応を行なうための体制を整備する。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

（職務権限規程・経営会議）

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、取締役の権限および責任の範囲を適切に定め、あわせて取締役への

報告ルールを定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会での審議を経て決定を行なう。

(中期経営計画の策定)

取締役等は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

#### 4. 相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(関連会社管理規程、子会社内部統制システム整備の指導、管理体制)

当社は、「関連会社管理規程」を定め、各グループ会社の事業特性をふまえた管理等を効率的に行なうとともに、各グループ会社の適正な業務運営のための管理体制およびコンプライアンス・リスク管理態勢の整備を支援する。

(不適切な取引への対応)

当社およびグループ各社は、グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生防止に努める。

(モニタリング)

当社の内部監査部門等は、当社およびグループ各社の内部監査を定期的実施し、その結果を被監査部署・被監査会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役等に適宜状況を報告する。加えて、当社はグループ会社に対し、必要に応じて社外監査役を派遣し、グループ会社の健全性確保の検証に努める。

(グループ会社における健全性等に影響を及ぼす可能性がある事象についての報告体制)

グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ各社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響がグループ各社に波及することを最小限に留めるべく、当該社が速やかに当社に報告する体制を整備する。

#### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(監査役室の設置)

当社は、監査役および監査役会の直属の組織として監査役室を設置し、他の取締役からの指揮命令を受けずに監査役を補助する組織・要員を確保する。

(監査役室への要員配置)

監査役室には監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた職員を継続的に配置する。監査役室には専任者のほか、必要に応じて監査情報を提供し、監査職務の遂行を専門的な立場から補佐することを目的として関連部署(資産運用、収益管理、リスク管理、内部管理等)との兼務発令者を配置する。

(独立性の確保)

監査役室の所属員については、取締役からの独立性の確保に留意し、特に、兼務発令者としての職務執行については、兼務発令者の属する所属の長の指揮命令を受けない体制とする。

#### 6. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(監査役への報告)

当社は、以下の事項を中心に、重要会議への監査役出席、代表取締役等と監査役との定期的な意見交換機会の確保、その他取締役および使用人からの監査役への個別報告を通じ、監査役への適切な報告体制を確保する。

- ① 会社の事業の状況、業務および財産の状況
- ② 内部統制システムの構築状況および運用状況
- ③ 苦情の処理および内部通報システムの運営の状況
- ④ 監査役が必要と認める子会社、連結子会社および重要な関連会社の営業の状況、業務および財産の状況
- ⑤ その他監査役が監査上報告を受けることが必要と認める当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

#### 7. その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(内部監査部門との連携)

当社は、監査役が会社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部門等から監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求める等、内部監査部門との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

(文書・規定類等重要な記録の確認)

当社は、監査役が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

当社は、上記の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施する。